

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年11月19日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ 下中野店

所在地 岡山市北区下中野字オノ元374番1

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前10時

(変更後) 午前0時（24時間営業）

イ大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午後 12 時 (24 時間営業)

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時から午後 10 時まで

(変更後) 午前 0 時から午後 12 時まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時から午後 7 時まで

(変更後) 午前 5 時から午後 9 時まで

(4) 変更年月日

平成 24 年 12 月 1 日

2 届出年月日

平成 24 年 11 月 2 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成 24 年 11 月 19 日から平成 25 年 3 月 19 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課